

総 代 選 挙 の 公 告

告示羽土総発第 1 号

羽生領島中領用排水路土地改良区定款付属書総代選挙規程第4条の規定により、総代の選挙を下記のとおりに行うので、告示する。

令和 8 年 7 月 23 日

羽生領島中領用排水路土地改良区

理 事 長 野 中 厚



記

- 1 選挙の期日 令和 8 年 8 月 2 日
- 2 投票開始の時刻 午前 9時00分
- 3 投票終了の時刻 午後 4時00分
- 4 選挙する総代の数

選挙区	選挙区域		定数
	市町名	大字名	
第 1 区	羽生市	羽生、上羽生、中央1～5丁目、東1～9丁目、西1～5丁目、南1～8丁目、北1～3丁目、上岩瀬、下岩瀬、桑崎、小松、中岩瀬、下新郷、下新田、上新郷	6人
第 2 区	羽生市	小須賀、上川俣、本川俣、稲子	3人
第 3 区	羽生市	須影、下川崎、砂山、秀安、加羽ヶ崎、下羽生、上川崎、南羽生4丁目	5人
第 4 区	羽生市	上手子林、神戸、町屋、下手子林、中手子林、北荻島、南羽生1～3丁目	6人
第 5 区	羽生市	尾崎、発戸、今泉、藤井上組、藤井下組、北袋、大沼1～2丁目	6人
第 6 区	羽生市	三田ヶ谷、日野手新田、弥勒、喜右エ門新田、与兵衛新田	5人
第 7 区	羽生市	上村君、下村君、名、堤、常木	5人
第 8 区	加須市	大越、外野	5人
第 9 区	加須市	下樋遣川、中樋遣川、戸川、町屋新田、上樋遣川	6人
第10区	加須市	不動岡、岡古井、下谷、不動岡1～3丁目	4人
第11区	加須市	上三俣、下三俣、北小浜、多門寺、北篠崎、諏訪1～2丁目、睦町1～2丁目、向川岸町、大門町、浜町、三俣1～2丁目	5人
第12区	加須市	阿佐間、間口、新井新田、北大桑、松永新田、杓子木、生出	3人
第13区	加須市	佐波、弥兵衛、道目、砂原、細間	5人
第14区	加須市	北平野、北下新井、琴寄、北下新井1丁目	5人
第15区	加須市	新川通、中渡、旗井、外記新田、旗井1～3丁目	3人
第16区	久喜市	高柳、島川、佐間、松永、間鎌、伊坂、伊坂北1～2丁目、伊坂中央1～2丁目、伊坂南1～3丁目	5人
第17区	久喜市 幸手市	栗橋、北広島、小右衛門、新井、中里、狐塚、河原代、外国府間、高須賀	5人
合 計			82人

5 投票用紙に記載する総代の数 1人

6 そ の 他

- (1) 総代に立候補しようとする者は、7/23、7/24にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
- (2) (1)の届出は、午前8時30分から午後5時までの間に行ってください。
- (3) 総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名については、選挙の期日の3日前までに公告します。
- (4) 選挙区の総代の候補者の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を超えた選挙区にあっては、(3)の内容に投票所及び開票所を加え、公告します。